

事 務 連 絡
令和 8 年 6 月 25 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{市 区 町 村} \end{array} \right)$ 母子保健主管部（局）御中

こども家庭庁成育局母子保健課

令和 8 年 6 月 24 日からの大雨に伴う災害の被災者に係る
妊婦健康診査等の各種母子保健サービスの取扱い等について

母子保健行政につきましては、かねてより特段の御配慮をいただいているところであり、深く感謝申し上げます。

今般の災害により、避難所等での生活を余儀なくされた被災者の方々については、身体的・精神的にも厳しい状況に置かれているものと思われます。特に妊産婦、乳幼児に対しては、健康管理に配慮した早急な対応が必要であります。今後、避難所等の生活が予想されることから、必要な継続的な支援についても十分配慮する必要があります。

つきましては、下記のと通りの取扱いとしますので、危機管理部局をはじめとする関係部局とも連携しながら適切な支援をお願いいたします。

なお、別添のとおり、関係団体あてにも事務連絡を送付することを申し添えます。

記

1. 妊婦健康診査等の各種母子保健サービスの取扱いについて

母子健康手帳の交付及び妊産婦、乳幼児に対する健康診査等の各種母子保健サービスの取扱いについて、当該被災者から申し出があった場合には、住民票の異動の有無にかかわらず、避難先である自治体において被災者の罹災状況等を勘案し、適切にサービスが受けられるよう特段のご配慮をお願いいたします。

また、妊婦健康診査の取扱いについては、次のとおりとなりますので、ご承知置きください。なお、乳幼児健康診査について、集団健診ではなく医療機関に委託して健診を実施している場合にも、次の取扱いに準じてご対応ください。

(1) 対象者

災害救助法の適用を受けた地域の妊婦

(2) 適用に係る取り扱いについて

①避難先自治体へ被災地である前居住地の自治体の妊婦健康診査受診券を持たずに避難してきた妊婦については、妊婦からの申し出があった場合には、妊婦健康診査が受診できるよう避難先自治体の妊婦健康診査受診券を交付いただくよう特段のご配慮をいただきたいこと。

②避難先自治体へ被災地である前居住地の自治体の妊婦健康診査受診券を持って避難してきた妊婦が、避難先自治体の医療機関に前居住地の自治体の妊婦健康診査受診券を提出して妊婦健診を受診した場合は、通常どおり、妊婦の住所地以外の病院、診療所、助産所での妊婦健康診査として取り扱うこととなり、受診券発行元である前居住地の自治体における対応となること。

③災害救助法の適用を受けていない地域の妊婦が他の自治体へ移動した場合は、①の取扱いにはならないこと。

2. 災害により被災した妊産婦及び乳幼児等に対する支援について

妊産婦及び乳幼児に対しては、関係機関が連携して健康管理に配慮した相談支援などを継続的に行うことが重要です。

このため、別紙1の「避難所等で生活している妊産婦・乳幼児に対する支援のポイント」及び別紙2の「避難所等で生活している妊産婦・乳幼児に対する支援の手引き」について、被災地で専門的な支援にあたる保健師、助産師、看護師、管理栄養士等の方に御周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、併せて被災者支援にあたって参考となるホームページにつきましても情報提供いたします。

(こども家庭庁 HP)

○災害対応のための情報

<https://sukoyaka21.cfa.go.jp/useful-tools/?themes%5B%5D=災害対応のための情報>

※災害対応のための情報をこちらのページにまとめて掲載しております。

以 上